

## 駐車場利用料金免除条件(現状)

平成28年度現在、下記条件に該当する場合に駐車場利用料金を減免しています

- |  |
|--|
| ①身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者                                      |
| ②昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知「療育手帳制度について」の第5条に規定する療育手帳及びこれに類する手帳の交付を受けている者 |
| ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者                       |
| ④その他千葉市の実施するイベント等に参加するボランティア団体等  |

平成28年度現在、管理許可受者が自主的に行っているのは下記のとおり

- |                          |
|--------------------------|
| ①年末年始の無料開放               |
| ②平成28年度以降発行の領収書5枚提示で1回無料 |

## 駐車場管理運営条件

減免条件

- |  |
|--|
| ①身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者                                      |
| ②昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知「療育手帳制度について」の第5条に規定する療育手帳及びこれに類する手帳の交付を受けている者 |
| ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者                       |
| ④その他千葉市の実施するイベント等に参加するボランティア団体等  |

運営条件(下記以外については市との詳細協議により決定)

- |   |
|---|
| ①公園事務所手前(公園入口)のゲート開閉業務含む  |
| ②駐車場の混雑に関する対応を行う(交通整理等)   |
| ③原則として、9時～17時の間は利用できること<br>(提案内容により、上記以外の時間帯についても対応をお願いする場合があります) |